令和８年（フ）第５２２４号
大阪府八尾市中田５丁目45番地
債務者　ＢＥＬＬｅこと　太田　　静
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２８９号
大阪府東大阪市荒本１丁目８番15―608号
債務者　山野　　茂
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４５７号
大阪市東成区中道４丁目３番５―5012号
債務者　桒原　忠男
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５５１号
大阪府東大阪市吉田６丁目５番22号　田上グランドマンション　302号
債務者　岡　　裕樹
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５５５号
大阪府茨木市元町８番17号　元町壱番館608号
債務者　ＡＮＤＯＮＧ　ＡＮＤＲＩＡＮＯ　ＬＡＵＲＯＮ
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５５８号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目36番１号　阿倍野コーポ307号
債務者　栢本　竜希（旧姓池田）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５９４号
大阪市生野区小路東１丁目８番１号
債務者　前村　憲一
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６４９号
大阪市住之江区粉浜２丁目１番８―202号
債務者　福井　富雄
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６６９号
大阪市東淀川区西淡路３丁目４番13号
債務者　山口　真優
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９８５号
兵庫県小野市万勝寺町984番地の191
債務者　梁　　純子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０３１号
神戸市兵庫区浜崎通５番８―1301号
債務者　鈴木　一馬（保佐人　鈴木　志乃）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０４６号
神戸市兵庫区三川口町２丁目２番29―603号
債務者　池尻　一行
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４５３号
横浜市港北区大倉山３丁目18番13―102号
債務者　甲地　　徹
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１２号
神戸市西区井吹台東町１丁目２番地の１10―1401号
債務者　山本　麻子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２５１号
神戸市西区南別府１丁目21番地の１　グッドライフ伊川谷602号、前住所神戸市兵庫区永沢町３丁目５番７―406号　朝日プラザ兵庫永沢町
債務者　西川貞子こと　許　　貞子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１５号
島根県益田市久城町206番地３
債務者　大庭　忠広
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第５００号
熊本市東区湖東１丁目14番15号　フローラ湖東203
債務者　大野　正人
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係